

平成 27 年度第 4 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

- 1 日時 平成27年11月 6 日（金）午後 7 時00分～午後 8 時00分
- 2 場所 昭島市役所 3階 301会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、本多副会長、江本委員、加藤委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、鈴木委員、田中委員
 - (2) 説明員
行政経営担当：灘家課長、村上係長
 - (3) 事務局
企画部：早川部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、桑田主事、林主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題 諮問第56号 「（仮称）昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
について」

6 議事要旨

会 長 諮問第56号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 マイナンバー法ではマイナンバーの利用範囲等について定めているが、地方公共団体が独自で利用する場合は法律の範囲内で条例にて定める必要がある。この条例で定める内容が個人情報保護制度に関する重要事項に該当することから意見を求めるものである。条例の内容であるが、第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の意義を定める。第3条は、マイナンバーの利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国や他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的、主体的に市の特性に応じた施策を実施するという市の責務を定める。第4条は、個人番号及び特定個人情報の利用範囲を定める。第4条第1項は法定利用事務以外に市が独自でマイナンバーを利用できる事務について定めたものである。独自利用事務は社会保障、税、災害対策に関する事務に限るものとされ、本市では、マイナンバー制度の運用開始当初は法定事務と一体的に処理をする事務として5つの事務を定め、その後はマイナンバー制度の運用状況を確認しながら市民の利便向上や行政の効率化を図ることができる事務について条例改正により独自利用事務を追加していく考えである。第4条第2項及び第3項は庁内連携についての規定である。これは市の執行機関内での特定個人情報のやりとりについては、法律には定めがなく、条例で定める必要があることから規定するものである。第5条第1項は特定個人情報の提供についての規定である。こちらは同じ

く市の中での情報のやりとりであるが、市についての規定の執行機関がそれぞれ一つの単位となり、例えば市長部局と教育委員会の間で特定個人情報を提供する場合については、特定個人情報の外部提供になるため、条例で定める必要がある。別表第1は、市の独自利用事務である5つの利用事務について定めている。別表第2は、別表第1の事務で庁内連携を行う際のその事務で利用する特定個人情報を定める。別表第3は、教育委員会と市長部局の間で情報をやりとりする事務を定める。第4条第4項と第5条第2項は、情報連携により届出、申請の際の添付書類を提出する必要がなくなるが、このことを個々の条例等を改正せずに書面の提出があったものとみなす規定である。第6条は、規則委任について定める。附則は施行日を原則として平成28年1月1日とし、第4条第2項及び第3項については規則で定める日とする。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 申請をする際に具体的にどのように変わるのか。申請時に添付書類が必要な場合もあるが、現在も添付書類を省略できていることがあると思うが。

説明員 現在、他の条例、規則等の規定に基づき添付書類を提出してもらっているが、中には市が持っている情報を閲覧することに同意を得ることができれば添付書類が不要となっているケースもある。

委 員 今後はその証明のためにもらっている添付書類は不要になり、この条例に基づいてその個人情報を保有しているところから必要な情報を得ることによってことが足りるということか。

説明員 その通りである。

委 員 独自利用事務については、マイナンバー制度の運用開始当初は法定利用事務と一体的に処理する事務に限定したということか。

説明員 その通りである。実際の事務上、法律で定められている事務と一体的に扱うような事務、例えば法律で定められている児童手当の事務と併せて申請を受け付ける乳幼児医療費助成に関する事務は同時に受け付ける際に児童手当の申請ではマイナンバーが必要であり、乳幼児医療費助成に関する事務ではマイナンバーが不要ということになってしまうと事務が煩雑になり、また市民にも煩わしい思いをさせてしまう。このようなことを考慮し、マイナンバー制度の運用開始時に最低限必要な事務として5つの事務を規定した。

委 員 独自利用事務は5種類に限定しているが、マイナンバー制度の目的が行政事務の効率化や有効な施策の実現という点からすると、これから独自利用事務の数が増えていくことは充分想定されるが、その度に条例改正をしていくということか。

説明員 その通りである。平成28年1月1日からはそれぞれの団体の中だけの利用となるが、平成29年7月に予定されている国や他の自治体との情報連携が始まれば、独自利用事務が相当数増えると思われる。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。